

一般社団法人 大阪知的障害児者生活サポート協会 令和5(2023)年度 支部活動等助成事業実施要項

(助成事業の目的)

1. この事業は、一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会(以下、大阪生活サポート協会という。)定款に則り、知的障がい児者・自閉症児者(以下障がい児者という。)とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とした「支部活動等」に対し助成を行う。

(定義)

2. 「支部活動等」とは、大阪生活サポート協会会員(「生活サポート総合補償制度」に加入する者)が所属する施設・事業所等(以下、支部という。)の実施する事業及び複数の支部等が実施する協働事業をいう。

(助成の対象)

3. 助成事業の申請は、大阪生活サポート協会会員の所属するすべての支部を対象とする。

(助成対象事業)

4. 各支部が行う、次の事業に対し助成を行う。
 - (1) 障がい児者の日常生活支援に関する事業
 - (2) 障がい児者の就労支援に関する事業
 - (3) 障がい児者の権利擁護に関する事業
 - (4) 障がい児者の文化・芸術・スポーツ、地域交流、地域貢献等の事業
 - (5) 障がい児者の支援に従事する者の人材育成に寄与する事業
 - (6) コンサルテーション事業
コンサルタントによる相談・助言・情報提供等
 - (7) 地域(地区ブロック内)の複数の支部が、或いは複数の地区ブロックが協働して行う事業
〔例：利用者参加型余暇支援活動、支援者や家族対象研修会、グループホーム世話人研修会など〕
 - (8) 防災に関する事業
防災に関する研修等
 - (9) 家族(保護者会・家族会等)と協働で行う家族支援活動〔例：家族対象の研修会・催し物の開催〕に関する事業 ※助成申請は支部を通じて行うこと
 - (10) その他目的を達成するために必要な事業

(選考基準)

選考に際しては、次の各項を勘案します。

- (1) 施設・事業所等の備品購入、補修、改修等に関する費用は、原則として助成対象としない。
- (2) 新規申請支部を優先する。
- (3) 緊急性が高いと判断される事業
- (4) 先駆的、独創的な事業で、その効果が期待される事業
- (5) 継続的な活動により、その効果が期待される事業(研修会・地域交流・人材育成等)

(助成対象期間)

6. 令和5年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に行われる事業を対象とする。

(助成金の範囲)

7. 支部活動等に対する助成金は、毎年度ごとの予算額の範囲内とする。
 - (1) 支部活動等への助成は年度内1回限りとし、助成額については、事業内容・参加人数等を考慮する。会員5人以下：7万円、6人～10人まで：15万円、10人以上：20万円を上限とする。
 - (2) コンサルテーション事業については、1支部15万円を上限とする。
 - (3) 下記に示す地区ブロック内の複数の支部が協働事業を実施する場合は、事業内容・参加人数等を

考慮し、30万円を上限とする。

(4)複数の地区ブロックが協働事業を実施する場合は、40万円を上限とする。

※ 地区ブロックとは「北摂、北河内、中河内、南河内、泉州、堺市、大阪市」である。

※ (3)(4)については、「大阪生活サポート協会」の協賛事業とする。

(手続き)

8. 助成金申請に関する手続きは下記のとおりとする。

- (1) 申請する支部は、様式1-1号・1-2号にて大阪生活サポート協会理事長あてに申請書及び予算書を提出しなければならない。(郵送)
- (2) 事業実施した支部は事業終了後1ヶ月以内(厳守)に様式2-1号・2-2号により、事業報告書及び決算報告書を提出しなければならない。ただし、令和6(2024)年3月中に事業実施した場合は、同年4月20日(厳守)までに報告書を提出しなければならない。
- (3) 事業実施前、あるいは途中において内容の変更がある場合は、様式1-1号・1-2号により変更箇所を明らかにし、再度提出しなければならない。
- (4) 手続きに関する実施要項・様式は、当大阪生活サポート協会ホームページのお知らせ・事業ページ〈支部活動等助成事業〉に掲載(添付)している。(ダウンロード可能。)

(審査/結果通知)

9. 提出された申請書に基づき理事会で審査した後に、助成の可否について申請した支部に通知する。

- (1) 助成決定支部には、助成額及び事業報告書・決算報告書(様式2-1号・2-2号)等について、メールあるいは文書にて通知する。

(助成金の交付)

10. 事業終了後1ヶ月以内に提出された事業報告書・決算報告書を理事会で審査した結果、適切な執行と認めるときは、原則令和6(2024)年3月末までに指定の口座に振り込むこととする。
なお、決定した助成額の1割を自己負担とする。

(申し込み締切日時)

11. この事業の申し込み期日は、令和5(2023)年8月末日までとする。(当日消印有効。)

12. 事業実施するに際して、以下の点に留意すること。

- (1) 複数の支部或いは複数のブロックの協働事業の場合は、大阪生活サポート協会の「**協賛事業**」とし、単一の支部で事業実施の場合は「**助成を受けている**」とし、その旨をホームページ上、配布物や行事案内に明示すること。
なお、事業実施後に大阪生活サポート協会へ提出する報告書には明示されている状況を確認できるもの(配布物、写真等)を添付すること。
- (2) 大阪生活サポート協会との「**協賛事業**」或いは「**助成金を受けている**」旨を明示しない場合は、助成しないものとする。
- (3) 助成対象事業は、令和5年4月以降の事業を助成対象とするが、助成決定時すでに実施済みの場合は、助成後事業所等の発行する機関紙等で、「**協賛事業**」或いは「**助成金を受けた**」ことを広報するとともに、当該年度の支部活動等助成事業報告書にもその旨を明示することとする。

附則 令和5年4月1日施行

～問い合わせ先・申請書類の提出先～

一般社団法人大阪知的障害児者生活サポート協会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館3F

TEL: 06-6764-6889 FAX: 06-6770-5988

E-mail: kyokai@osakasupport.or.jp